

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2020年4月1日
(第55期) 至 2021年3月31日

西菱電機株式会社

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号

(E05262)

目 次

頁

第55期 有価証券報告書

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	12
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	21
5 【研究開発活動】	21
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
(1) 【株式の総数等】	24
(2) 【新株予約権等の状況】	24
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	24
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	24
(5) 【所有者別状況】	25
(6) 【大株主の状況】	25
(7) 【議決権の状況】	26
2 【自己株式の取得等の状況】	27
3 【配当政策】	28
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	29
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】	29
(2) 【役員の状況】	33
(3) 【監査の状況】	38
(4) 【役員の報酬等】	41
(5) 【株式の保有状況】	43
第5 【経理の状況】	44
1 【連結財務諸表等】	45
(1) 【連結財務諸表】	45
(2) 【その他】	72
2 【財務諸表等】	73
(1) 【財務諸表】	73
(2) 【主な資産及び負債の内容】	83
(3) 【その他】	83
第6 【提出会社の株式事務の概要】	84
第7 【提出会社の参考情報】	85
1 【提出会社の親会社等の情報】	85
2 【その他の参考情報】	85
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	86

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【事業年度】	第55期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	西菱電機株式会社
【英訳名】	SEIRYO ELECTRIC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西井 希伊
【本店の所在の場所】	兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島二丁目4番27号
【電話番号】	06(6345)4160(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部本部長 金井 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	20,630	20,722	22,251	20,539	18,155
経常利益 (百万円)	169	341	353	370	347
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	67	198	242	251	232
包括利益 (百万円)	116	226	237	205	337
純資産額 (百万円)	4,915	5,002	5,141	5,231	5,453
総資産額 (百万円)	10,670	10,995	11,488	11,800	11,291
1株当たり純資産額 (円)	1,405.18	1,430.01	1,469.80	1,495.46	1,558.94
1株当たり当期純利益 (円)	19.32	56.75	69.37	71.80	66.50
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.07	45.50	44.76	44.33	48.30
自己資本利益率 (%)	1.37	4.00	4.78	4.84	4.35
株価収益率 (倍)	57.81	15.89	11.53	11.81	13.44
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△39	201	425	△109	829
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△47	△199	△303	△181	△73
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△0	2	115	280	△920
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	861	865	1,103	1,093	929
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	594 (222)	585 (245)	618 (273)	626 (262)	648 (246)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第53期の期首から適用しており、第52期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	16,841	16,762	17,027	16,058	14,523
経常利益 (百万円)	101	227	173	301	267
当期純利益 (百万円)	21	148	127	225	197
資本金 (百万円)	523	523	523	523	523
発行済株式総数 (千株)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
純資産額 (百万円)	4,763	4,755	4,780	4,883	4,973
総資産額 (百万円)	9,882	9,995	9,939	10,861	10,207
1株当たり純資産額 (円)	1,361.67	1,359.53	1,366.50	1,396.01	1,421.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	50.00 (20.00)	28.00 (10.00)	33.00 (10.00)	33.00 (10.00)	33.00 (10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	6.12	42.54	36.44	64.44	56.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.20	47.58	48.09	44.96	48.73
自己資本利益率 (%)	0.44	3.13	2.67	4.67	4.01
株価収益率 (倍)	182.65	21.21	21.96	13.16	15.82
配当性向 (%)	817.6	65.8	90.6	51.2	58.4
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	425 (150)	420 (162)	417 (167)	416 (163)	450 (163)
株主総利回り (%)	134.6	113.0	105.1	114.4	123.5
(比較指標：TOPIX) (%)	(112.3)	(127.4)	(118.1)	(104.1)	(145.0)
最高株価 (円)	1,295	1,349	1,020	1,359	945
最低株価 (円)	810	896	701	668	796

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3. 第51期の1株当たり配当額には、記念配当15円（中間配当5円、期末配当10円）を含んでおります。
 4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。
 5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第53期の期首から適用しており、第52期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1966年12月	大阪市淀川区において西菱電機株式会社を設立
1968年2月	三菱電機株式会社電子機器サービスデポに指定される
1969年9月	本社移転（大阪府豊中市）
1973年8月	三菱電機株式会社電子機器特約店となる
1976年1月	西菱電機販売株式会社を設立、営業部門を独立させる
1981年11月	本社移転（兵庫県伊丹市天津 現 兵庫県伊丹市藤ノ木）
1986年11月	資本金を4,176万円に増資
1992年11月	本社移転（兵庫県伊丹市中央）
1994年4月	株式会社ダイヤモンドテレコム（現 兼松コミュニケーションズ株式会社）携帯電話代理店となる
1994年12月	東京事業所（現 東京支社）を開設
1995年9月	西菱電機販売株式会社の営業権を譲受け、三菱電機株式会社代理店となる
1997年11月	本社移転（大阪府吹田市）
1999年3月	コムテックサービス株式会社を株式取得により100%子会社化 資本金を2億4,127万円に増資
2001年11月	猪名寺事業所開設
2002年2月	株式会社大阪証券取引所市場第二部に上場 資本金を5億2,301万円に増資
2002年4月	大阪支社開設
2002年9月	本社移転（兵庫県伊丹市藤ノ木）
2003年4月	情報通信端末エンジニアリング事業部（現 モバイルエンジニアリング事業部） ISO9001認証を取得
2004年7月	大阪支社ISO9001認証を取得
2005年12月	猪名寺事業所ISO9001認証を取得
2006年1月	東京支社ISO9001認証を取得
2008年9月	神奈川営業所開設
2010年4月	株式会社スズキエンジニアリング（現 西菱電機フィールディング株式会社）を株式取得により100%子会社化
2010年11月	猪名寺事業所ISO/IEC27001認証を取得
2012年1月	東日本端末修理センター開設
2012年12月	JISQ15001プライバシーマーク認証を取得
2013年4月	コーナン電子株式会社（現 西菱電機エンジニアリング株式会社）を設立
2013年7月	鳥取ケーイーシー株式会社（現 鳥取西菱電機株式会社）を株式取得により100%子会社化 株式会社東京証券取引所市場第二部に上場
2018年3月	本社事務所開設（大阪市北区）

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社4社（コムテックサービス株式会社、西菱電機フィールディング株式会社、西菱電機エンジニアリング株式会社及び鳥取西菱電機株式会社）により構成されており、携帯情報通信端末の販売及び修理並びに映像を含む情報通信機器及びシステムの製作・販売・保守・運用を主な事業としております。

当社は、三菱電機株式会社より23.2%の出資を受けており、同社の関連会社であります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社・関連当事者の当該事業にかかる位置付けは、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1. (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 情報通信端末事業

当セグメントの事業内容は、次の3つに大別されております。

a. 携帯情報通信端末の販売（直接店頭販売）

取扱機種並びに店舗は、以下のとおりであります。

(イ) 取扱機種（事業者）：ドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル、UQモバイル

(ロ) 直営店数：13店舗（2021年3月31日現在）

[電気通信事業者指定店舗：専売店]

ドコモショップ…………… 6店舗

auショップ…………… 6店舗

UQショップ…………… 1店舗

b. 携帯情報通信端末の修理再生

携帯情報通信端末の市場における不具合品の修理再生の受託業務を行っております。

c. パーソナルコンピュータ及び関連商品の販売及び修理・再生

新品、中古品のパーソナルコンピュータ及び関連商品を店舗で販売しております。

(2) 情報通信システム事業

当セグメントの事業内容は、次の4つに大別されております。

a. 官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援

官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに官公庁向け情報通信機器及びシステムに関する三菱電機株式会社の販売支援業務を行っております。

b. 民間会社向け情報通信機器及びシステムの販売

民間会社向けに情報通信機器及びシステムの販売を行っております。

c. 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス

当社及び三菱電機株式会社等が納入する情報通信機器及びシステムの調査、設計、検査、試験、据付、運用、保守、修理等の技術サービスの支援業務及び受託業務を行っております。

d. 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

民間会社向け無線通信機器及び制御盤の開発、設計、製作並びに販売を行っております。

(3) IoT事業

当セグメントの事業内容は、次の通りです。

a. IoTを活用した各種製品及びサービスの提供

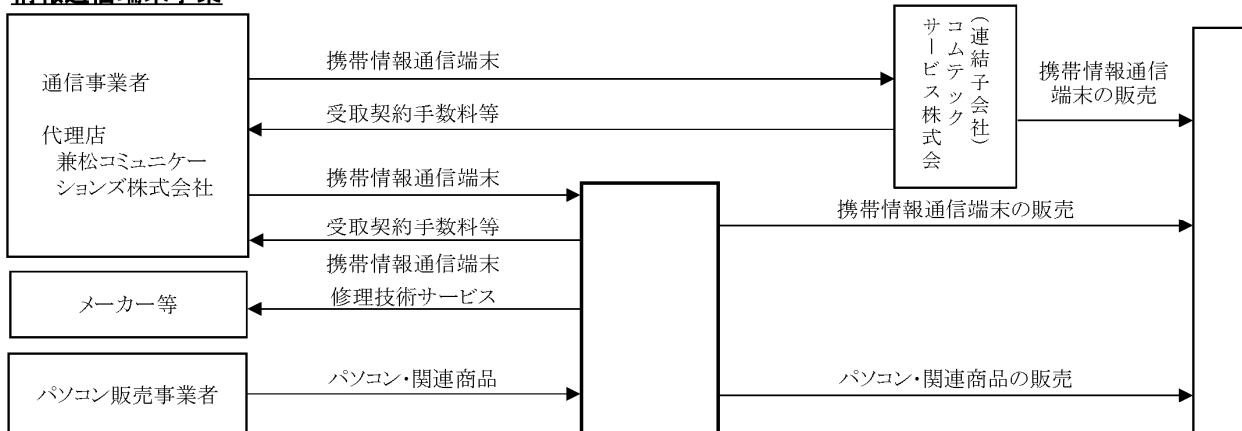
セグメント別の事業内容及び当社と関係会社・関連当事者の当該事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容	会社名
情報通信端末事業	a. 携帯情報通信端末の販売 b. 携帯情報通信端末の修理再生 c. パーソナルコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生	当社、コムテックサービス株式会社 当社 当社
情報通信システム事業	a. 官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 b. 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 c. 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス d. 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売	当社 当社 当社、西菱電機フィールディング株式会社 西菱電機エンジニアリング株式会社、鳥取西菱電機株式会社
I o T事業	a. I o Tを活用した各種製品及びサービスの提供	当社

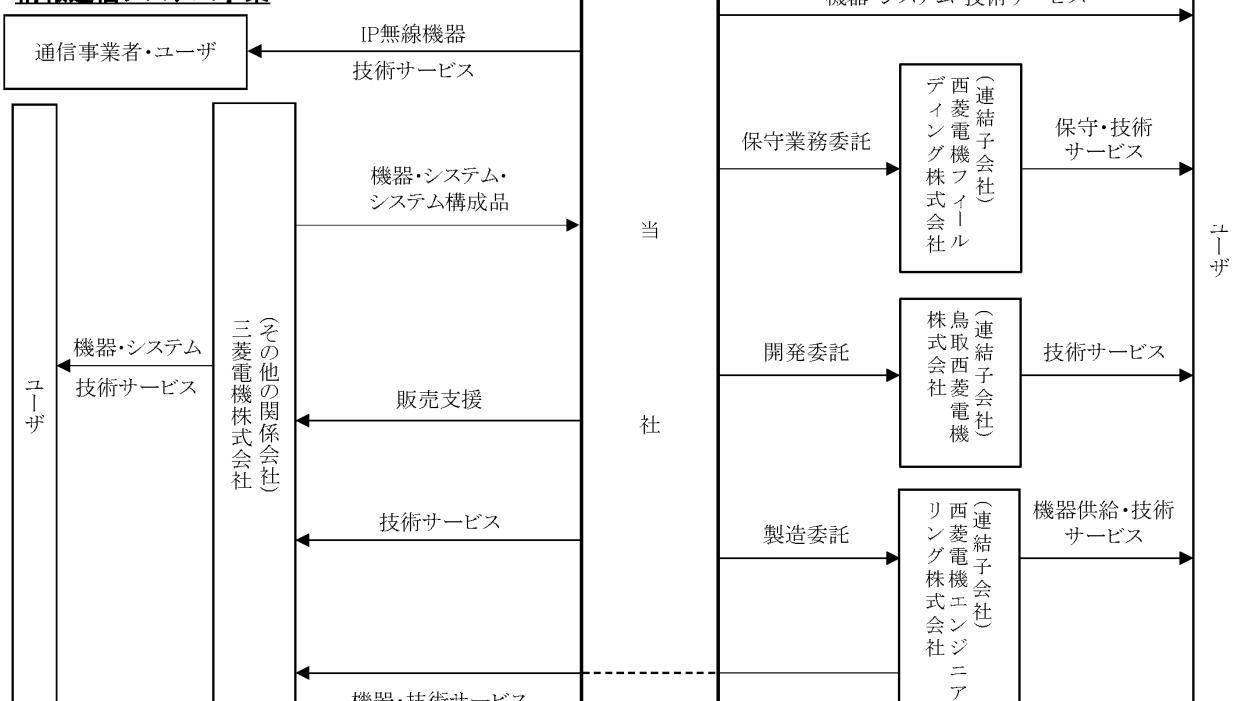
[事業系統図]

当社グループの事業系統図を示すと次のとおりであります。

情報通信端末事業



情報通信システム事業



IoT事業

IoTを活用した
製品・サービス

(注) 情報通信端末事業のパソコンコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生業務につきましては、2021年4月1日に事業譲渡により業務を終了しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 または 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
コムテックサービス 株式会社	大阪市北区	50	情報通信 端末事業	直接 100.0	携帯情報通信端末の販売に関する 社員の出向、設備賃貸等を行って おります。 役員の兼任等あり。
西菱電機フィールディ ング株式会社	横浜市西区	14	情報通信 システム事業	直接 100.0	情報通信機器及びシステムに関する 据付、保守、修理等の委託を行 っております。 役員の兼任等あり。
西菱電機エンジニアリ ング株式会社	兵庫県伊丹市	60	情報通信 システム事業	直接 100.0	無線通信機器及び制御盤に関する 開発、設計、製作並びに販売の委 託を行っております。 役員の兼任等あり。
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市	10	情報通信 システム事業	直接 100.0	無線通信機器に関する開発等の委 託を行っております。 役員の兼任等あり。
(その他の関係会社)					
三菱電機株式会社	東京都千代田区	175,820	電気機器の 製造及び販売	被所有 直接 23.2	同社製品の販売据付・修理・保守 点検・業務の受託を行うとともに、 同社製品の購入、据付・修理の委 託を行っております。 役員の兼任等あり。

(注) 1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 西菱電機エンジニアリング株式会社は特定子会社であります。

3. 三菱電機株式会社は有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)
情報通信端末事業	191 (129)
情報通信システム事業	404 (99)
I o T事業	2 (1)
全社 (共通)	51 (17)
合計	648 (246)

- (注) 1. 従業員数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は()内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
450 (163)	41.6	14.4	5,950

セグメントの名称	従業員数 (人)
情報通信端末事業	144 (98)
情報通信システム事業	253 (47)
I o T事業	2 (1)
全社 (共通)	51 (17)
合計	450 (163)

- (注) 1. 従業員数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は、()内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社においては、2003年7月31日付にて労働組合が組織され「西菱電機労働組合」と称し、2021年3月31日現在の組合員数は407名であり、労使関係は円満に推移しております。

なお、連結子会社においては、労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針

当社は、会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo. 1を目指すべく、8つの経営に係わる基本方針を掲げております。

- ① 私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
- ② 私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の西菱品質をお届けします。
- ③ 私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
- ④ 私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
- ⑤ 私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
- ⑥ 私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組みます。
- ⑦ 私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
- ⑧ 私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

(2)経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、「“One Seiryō” For New Value～西菱電機グループの総合力で世の中に新しい価値を～」をスローガンとした中期経営計画を策定し、「マーケット・顧客の拡大」「新規領域への展開・新規事業の創出」「事業競争力の強化」「人材の育成・組織体制の強化」の4つの基本戦略を軸に企業価値拡大に取り組んでまいります。

<情報通信端末事業>

①ショップ運営事業

- a. 高い店舗運営力を武器に“お客様に選ばれる店舗づくり”を追求
- b. 店舗運営ノウハウをソリューションで新たな付加価値へ

②リペアサービス事業

- a. 徹底した生産性の追求による事業競争力の確保
- b. キャリア、メーカー、業界に捉われないサービスプラットフォーム構築

<情報通信システム事業>

①社会システム事業

- a. 長年培ったノウハウとワンストップの一貫体制を活用し、より安心・安全・快適な社会の実現に貢献する

②通信システム事業

- a. 当社グループの「アプリケーション」「技術」「運用」「デバイス」などの資産と市場の多種多様な「技術」「デバイス」などを組み合わせ、最適なソリューションを提供
- b. 通信と映像を融合した新たなソリューション事業を創出する

③サービス＆サポート事業

- a. 様々な通信を取り扱う“通信の技術屋さん”から「通信を活かした運用支援、サービスを提供する付加価値事業」へ進化

<新規事業開拓>

①通信サービス事業への進出

- a. 情報通信に係わる多彩な技術・ノウハウを保有していることを強みに新事業を創出

②海外市場への進出

- a. 西菱電機グループのノウハウを武器に、“One Seiryō”を海外市場に

2016年11月に発表した中期経営計画期間は終了しましたが、当社は引き続き同中期経営計画で掲げた経営方針・事業戦略を実行してまいります。

なお、新期間における中期経営計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により非常に不透明な状況にあることから、現段階では定めず、情勢を見据えながら検討してまいります。

(3) 経営環境

情報通信端末事業におきましては、大手キャリアの低額料金プランの導入、5Gサービスの開始など市場環境が大きな変革期にあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな生活様式への変化とともに、お客様動向も変化するなど影響がみられます。情報通信システム事業の関連業界におきましては、依然として頻発する豪雨災害や地震被害などから、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」）の推進、デジタル技術の普及が急速に進んでいることから、ビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン、大容量通信などの新技术があらゆる製品・サービスに活用され、各分野にてICT投資を推進する動きがなお一層加速しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 事業規模拡大・収益力増強に向けた取り組み

当社グループは、中期経営計画でこれまで掲げた経営戦略を踏襲し、各種システム開発、販売促進、新規市場・新規事業開拓などの投資を引き続き行います。次期（2022年3月期）では、ICTソリューションを柱に安心・安全対策を主とする情報通信システム事業を強化・拡大させるとともに、情報通信端末事業におきましても、地域店舗戦略の強化・修理技術の向上を図り、事業規模の維持・拡大を目指します。IoT事業におきましては、これまでに開発した各種サービスを活用し、事業本格化に向けた拡販に取り組んでまいります。また、競争力強化・新規顧客開拓を目的に、各事業領域・分野の融合による新規アイテム・サービスの開発及びソリューションの提供に取り組みます。

事業別では以下の施策を実行してまいります。

<情報通信端末事業>

情報通信端末事業におきましては、大手キャリアの低額料金プランの導入、5Gサービスの開始など引き続き大きな市場変化が見込まれる中、これまで同様に顧客満足度の向上を目指し、お客様にお選び頂ける店舗創りに取り組みます。また、数年来の新規出店店舗の収益力向上、事業拡大に向けた新店舗出店にも積極的に取り組んでまいります。店舗運営システムについては市町村など官公庁向けを中心とした異業種への拡販に引き続き取り組みます。携帯端末修理再生では、引き続き生産性の向上により収益力の向上に取り組みます。

<情報通信システム事業>

情報通信システム事業におきましては、官公庁向けでは防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進などにより、引き続き需要は堅調に推移すると予測されます。このような中、各種防災行政無線システムや河川監視システムなどを中心に防災・減災需要の取込、保守などストックビジネスの確保に取り組みます。防災行政無線システムにつきましては、全国初となる専用無線回線とIP無線回線の両方を活用した「ハイブリッド同報無線システム」を、長野県松本市に納入しました。スマートフォン向け防災アプリ「防災コンシェル」なども含め、防災・減災に役立つソリューションを展開し、今後も、全国の市町村を中心とした新たな市場の取込を図ります。また、民間向けでは、当社のIP無線製品、タクシー配車ソリューションの更なる付加価値向上、拡販に取り組みます。

<IoT事業>

IoT事業におきましては、「Seiryo Business Platform (SBP)」を活用し、「ITで仕事をポジティブに、そして生活を豊かに」をサービスコンセプトとして、事業本格化に向け拡販に注力いたします。

② コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

当社グループは、企業価値を永続的に高め、全ての利害関係者に貢献するために、経営の効率性を追求し、社会的責任を果たすことが重要であると考えております。その実現のため、今後も内部統制を一層強化するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実強化に努めてまいります。

③ 社会への継続的な取り組み

当社グループは、企業活動におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、コンプライアンス行動指針を定めています。この方針の下、社会への継続的な取り組みを推進してまいります。

<品質管理の取り組み>

当社は、すべての人々に信頼される情報通信サービスの提供を行うために、開発・製造・販売・修理部門で国際規格である品質マネジメントシステムISO9001認証を取得し、品質へ配慮した事業の拡大を推進します。

<情報セキュリティの取り組み>

当社は、プライバシーマークの認証を取得し、又、開発部門において国際規格である情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001を取得しております。今後も、顧客との信頼関係を第一として、顧客の情報資産及び当社の情報資産を過失、事故、災害、犯罪などのあらゆる脅威から守り、顧客に安全かつ充実したサービスを継続的に提供します。そのために「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、国が定める指針及びその他の規範に基づき、情報セキュリティポリシーを定め、この方針の下、継続的に情報管理を徹底してまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、近年の情報通信ビジネス環境の変化から判断して、今後も当該分野に関しては大きな進化を遂げていくものと思われます。

このような情報通信システムに対するニーズが今後も進化・多様化すると予想される中、常に顧客満足度を維持し向上していくことを重要課題として位置付け、お客様本位の提案活動を行うとともに、ソリューションサービスの向上・技術力強化を目的とした投資を積極的に推進します。

また、それを支えるために、従業員に対する成果主義に基づく人事待遇制度を徹底するとともに、適宜教育や研修等の実施により、必要な技術力を絶えず維持することで、サービス力の向上と生産性の改善を目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況について

当社グループは、民間向けでは景気の変動などにより、官公庁向けでは予算状況によっては、当社グループの財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場関連について

情報通信端末事業におきましては、携帯端末販売では、電気通信事業者の販売奨励金制度の見直し、販売代理店による店舗支援策の変更などにより、業績に影響を与える可能性があります。携帯端末修理再生では、修理受付台数の増減、修理単価の増減により、業績に影響を与える可能性があります。

情報通信システム事業では、ソフトバンク株式会社向けIP無線事業について市場稼働台数の変動により業績に影響を与える可能性があります。これらの場合は、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性があります。

(3) 市場での競合について

情報通信端末事業では、携帯端末販売店舗の出店時に立地環境を調査し、条件の良好な場所に出店しておりますが、近隣への競合店の出店並びにMVNO市場や中古端末市場拡大などの環境変化により予測を下回る可能性があります。また、情報通信システム事業では、同業者との価格競争、通信機器システム分野における携帯端末など、各分野での代替機器との競合により予測を下回る可能性があります。これらの場合は、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性があります。

(4) システム障害について

当社グループが提供するクラウドサービス及びそれに関連する事業は、通信ネットワークに依存しているため、災害や事故等による通信ネットワークの切断、急激なアクセス集中によるサーバーの一時的な作動不能、コンピューターウィルスによる被害、サーバー・ソフトウェアの不具合など、又は人為的な過失による滅失・毀損による接続障害等が生じた場合には、当社のサーバーに接続することが出来ない事態が生じることがあります。これらのサーバー接続障害が当社の責めに帰すべき事由により発生した場合には、当社に対する損害賠償請求や訴訟が生じるなど、当社グループが提供するサービスへの信頼喪失を招き、当社グループの事業及び経営成績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の品質等について

当社グループは、製品の品質や信頼性の向上に常に努力を払っておりますが、製品の性能、納期上の問題や製品に起因する安全上の問題について契約相手方やその他の第三者から請求を受け、また訴訟等を提起される可能性があります。また、当社グループが最終的に支払うべき賠償額が製造物責任賠償保険等でカバーされるという保証はありません。

(6) 主要仕入先について

当社グループは三菱電機グループ並びに兼松コミュニケーションズ株式会社等の主要仕入先と販売代理店契約等を締結しております。これら主要仕入先との取引は安定的に推移しておりますが、仕入先の経営戦略に変更等が生じた場合や、何らかの理由で商品の調達が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 有価証券の保有について

当社グループが保有する有価証券は、業務上取引のある金融機関や企業の株式が大半を占めておりますが、投資先の業績や証券市場の動向により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務及び費用は、割引率等数理計算で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算定されており、実際の結果が前提条件と異なる場合又は変更された場合、その影響は将来期間の当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 債権管理について

当社グループの取引先の業況には十分注意し、信用状態の継続的な把握、必要に応じた債権保全措置を行うことにより不良債権の発生防止に努めており、必要に応じて引当の確保に努めています。また、貸倒引当金の計上に関するでは、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しておりますが、景気の動向等によっては、貸倒引当金の積み増しを要する事態が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報管理について

当社グループは、事業を行うに当たり取引先や営業に関する情報、又は当社グループや取引先の技術情報等、当社グループの事業に関して多くの秘密情報を保有しております。当社グループは秘密情報の管理の徹底を図っておりますが、予期せぬ事態により情報が流出した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害、事故災害について

地震、台風等の自然災害や火災等の事故災害が発生し、当社グループの拠点や仕入先の設備等に大きな被害が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス等、感染拡大によるリスク

当社グループの従業員に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染が拡大した場合、一時的に操業を停止するなど、当社グループの経営成績、財務状況等に影響を与える可能性があります。当社グループでは、これらのリスクに対応するため、予防や拡大防止に対して適切な管理体制を構築しております。

特に今般、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスに関しては、世界的規模で社会活動・経済活動を制限するなど影響が大きく、先行き不透明な状況が依然継続しております。当社グループにおきましても、携帯端末販売店舗の休業、携帯端末修理再生の稼働減、情報通信システム事業の事業活動低下など、業績への影響を懸念しており、今後の感染拡大や収束の状況などによっては、業績が大きく変動する可能性があります。

当社グループでは、①感染予防策、感染の疑いが発生した場合の対処などについて具体的な対応の全社員への周知、②リモートワーク環境の整備による在宅勤務推進、会議抑制、時差出勤の実施などの施策を通じ、新型コロナウイルスの影響の極小化を図っております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会・経済活動が大きく制限され、消費活動が大幅に減少するなど厳しい状況となりました。国内でのワクチン接種の開始など収束に向けて明るい話題はあるものの、1月に2度目の緊急事態宣言が出されるなど依然として、予断を許さない状況にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、DXの推進、デジタル技術の普及が急速に進んでおります。

当社グループの関連する業界では、情報通信端末事業におきましては、大手キャリアの低額料金プランの導入、5Gサービスの開始など市場環境が大きな変革期にあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな生活様式への変化とともに、お客様動向も変化するなど影響がみられます。情報通信システム事業の関連業界におきましては、依然として頻発する豪雨災害や地震被害などから、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、DXの推進、デジタル技術の普及が急速に進んでいることから、ビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン、大容量通信などの新技術があらゆる製品・サービスに活用され、各分野にてICT投資を推進する動きがなお一層加速しております。

このような状況下、当社グループの売上高は、携帯端末販売の販売台数減、官公庁向け大口案件の減少、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の三菱電機株式会社向け受注減などにより前年比減収となりました。経常損益は、収益率の改善や自肃に伴う固定費の減少に加え、費用抑制に努めたものの、減収の影響大きく、前年比減益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」、「IoT関連事業」をはじめとした新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高181億55百万円（前年度比11.6%減）、営業利益2億91百万円（同20.7%減）、経常利益3億47百万円（同6.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億32百万円（同7.4%減）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

情報通信端末事業

売上高は73億83百万円（前年度比13.7%減）、営業利益は8億78百万円（同2.8%減）となりました。

情報通信システム事業

売上高は107億75百万円（前年度比10.1%減）、営業利益は10億37百万円（同14.3%減）となりました。

うち工事進行基準の対象となる案件の金額は20億76百万円となりました。

IoT事業

売上高は33百万円（前年度比528.5%増）、営業損失は89百万円（前年同期は営業損失1億80百万円）となりました。

② 財政状態の状況

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、91億88百万円（前連結会計年度末は96億5百万円）となり、4億17百万円減少しました。主な要因は、受取手形及び売掛金の2億87百万円減少によるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、21億3百万円（前連結会計年度末は21億95百万円）となり、92百万円減少しました。主な要因は、有形固定資産の68百万円減少によるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、56億70百万円（前連結会計年度末は62億83百万円）となり、6億12百万円減少しました。主な要因は、短期借入金8億円の減少によるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、1億67百万円（前連結会計年度末は2億86百万円）となり、1億18百万円減少しました。主な要因は、退職給付に係る負債1億29百万円の減少によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、54億53百万円（前連結会計年度末は52億31百万円）となり、2億22百万円増加しました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益2億32百万円によるものです。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度に比べ1億63百万円減少し、9億29百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は8億29百万円（前連結会計年度は1億9百万円の支出）となりました。これは主に、仕入債務の減少3億6百万円などにより資金が減少しましたが、税金等調整前当期純利益3億47百万円、売上債権の減少2億87百万円などにより資金が増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は73百万円（前連結会計年度は1億81百万円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入64百万円などにより資金が増加しましたが、無形固定資産の取得1億2百万円、有形固定資産の取得41百万円などにより資金が減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は9億20百万円（前連結会計年度は2億80百万円の収入）となりました。これは主に、短期借入金の純減額8億円、配当金の支払1億15百万円により資金が減少したことによるものです。

④生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」の金額には、消費税等は含まれておりません。

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
情報通信端末事業 (百万円)	1,970	98.3
情報通信システム事業 (百万円)	10,745	89.6
I o T事業 (百万円)	33	628.5
合計 (百万円)	12,749	91.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の生産実績は販売価格によっております。

3. 情報通信端末事業の生産実績については、携帯情報通信端末の修理再生などであります。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
情報通信端末事業 (百万円)	3,283	79.4
情報通信システム事業 (百万円)	—	—
I o T事業 (百万円)	0	28.1
合計 (百万円)	3,283	79.4

(注) 情報通信システム事業については、商品仕入高がないため記載しておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			
	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
情報通信端末事業	1,999	99.9	43	279.6
情報通信システム事業	14,657	140.7	6,898	231.0
IoT事業	33	625.8	1	140.1
合計	16,690	134.4	6,944	231.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 情報通信端末事業の受注高については、携帯情報通信端末の修理再生などであります。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前年同期比 (%)
	(百万円)		
情報通信端末事業	7,377		86.3
情報通信システム事業	10,745		89.6
IoT事業	33		628.5
合計	18,155		88.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
三菱電機株式会社	3,223	15.7	2,757	15.2
兼松コミュニケーションズ株式会社	3,323	16.2	2,522	13.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の売上高は、携帯端末販売の販売台数減、官公庁向け大口案件の減少、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の三菱電機株式会社向け受注減などにより前年比減収となりました。経常損益は、収益率の改善や自肃に伴う固定費の減少に加え、費用抑制に努めたものの、減収の影響大きく、前年比減益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」、「IoT関連事業」をはじめとした新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

セグメントの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

尚、今般、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスに関しては、世界的規模で社会活動・経済活動を制限するなど影響が大きく、先行き不透明な状況が依然継続しております。当社グループにおきましても、携帯端末販売店舗の休業や時短、携帯端末修理再生の稼働減、情報通信システム事業の事業活動低下など当社経営環境への影響が懸念されます。

a. 情報通信端末事業

情報通信端末事業におきましては、携帯端末修理再生の修理台数は前年比減少となりました。携帯端末販売は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自肃の影響により販売台数が大幅減となり、売上高も前年比大幅減となりました。利益面では、携帯端末修理再生における生産性の向上、携帯端末販売における付加価値商材提案による収益力の向上、自肃に伴う固定費の減少があったものの、減収の影響を吸収しきれず前年比減益となりました。

これらの結果、情報通信端末事業での売上高は73億83百万円（前年度比13.7%減）、営業利益は8億78百万円（同2.8%減）となりました。

b. 情報通信システム事業

情報通信システム事業におきましては、売上高は官公庁向け大口案件の減少、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の受注減の影響により前年比減収となりました。利益面では、原価低減などによる収益率の改善に加え、自肃期間における固定費の減少があったものの売上高減少の影響が大きく前年比減益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」などへの開発投資は引き続き推進しております。

これらの結果、情報通信システム事業の売上高は107億75百万円（前年度比10.1%減）、営業利益は10億37百万円（同14.3%減）となりました。

c. IoT事業

IoT事業におきましては、これまでに開発した「Seiryō Business Platform (SBP)」の関連サービスの販売拡大に特化した活動を推進しております。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、販売活動が停滞しているものの、Webでの販売促進活動の積極的な推進など販売拡大に努めた結果、JR東日本ビルテック株式会社と当社の業務システム基盤を活用した緊急連絡・報告システムを共同開発し納入いたしました。また、新型コロナウイルスの感染防止ニーズに対応し「換気お知らせパッケージ」など感染症予防に役立つシステムの提供を積極的に展開しております。

これらの結果、IoT事業の売上高は33百万円（前年度比528.5%増）、営業損失は89百万円（前年同期は営業損失1億80百万円）となりました。

「Seiryō Business Platform (SBP)」では、これまでのICTソリューション企業として培ってきた無線通信、システム開発、クラウドサービスなどの知見を活かし、“モノのインターネット（Internet of Things）”と“現場コミュニケーション（Field-Communication）”を一つのプラットフォームとすることで、現場の改善に必要な“人やモノの見える化”とチーム内の“コミュニケーション強化”を促進し、従来よりも広い業種業態で生産性向上、業務効率化、働き方改革などに資することができます。

今後も同サービスのサービス拡大による事業拡大に向け積極的な活動を行ってまいります。

②資本の財源及び資金の流動性についての分析

a. キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資金需要

当社グループの資金需要は主に大きく分けて運転資金需要と設備資金需要の2つがあります。運転資金需要のうち主なものは商品の仕入、システム設計や製品製造等における材料仕入、外注費等の製造/設計等費用、共通するものとして販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要としましては、主に事業運営のための店舗・拠点関連投資やシステム開発・設計などに係る設備投資などであります。

c. 財務政策

当社グループは現在、運転資金につきましては、内部資金より充当し、不足が生じた場合は短期借入金で調達を行っております。また、設備資金につきましては、内部資金で不足する場合は、長期借入金により調達を行っております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に工事進行基準、貸倒引当金、賞与引当金及び繰延税金資産であり、継続して見積り及び判断・評価を行っております。詳細については、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

新型コロナウイルスの影響につきましては、P55 (追加情報)に記載のとおりであります。

なお、見積り及び判断・評価については、過去の実績や新型コロナウイルスなどの状況に応じて合理的と考えられる要因に基づいておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

④目標とする経営指標の達成状況等

2016年11月に発表した中期経営計画の達成状況は以下の通りです。

a. 中期経営計画で掲げた基本戦略

- イ. マーケット・顧客の拡大
- ロ. 新規領域への展開・新規事業の創出
- ハ. 事業競争力の強化
- ニ. 人材の育成・組織体制の強化

b. 基本戦略の実施状況

「マーケット・顧客の拡大」「新規事業の創出」については、ショップ運営事業における新規店舗の出店や店舗運営システムの異業種展開、情報通信システム事業における市町村防災システムを中心とした防災システムの拡販に取り組みました。併せて、IoT事業への挑戦により、これまでの当社グループの市場とは異なる市場への販売活動に取組んでおります。「事業競争力の強化」におきましては、ショップ運営事業でのお客様に選ばれる店舗づくりの追求、リペアサービス事業の生産性向上、情報通信システム事業の運営体制の適正化に取り組んでおります。

「人材の育成・組織体制の強化」では、体制強化に向けた人材育成制度充実に加えて、セグメント本部制・事業別組織への移行など、事業強化を主軸とした組織改革を実施いたしました。

c. 中期経営計画目標の達成状況

当連結会計年度における達成状況は以下のとおりであります。

当中期経営計画期間におきましては、売上高18,155百万円、経常利益347百万円、ROEは4.4%といずれも大幅な未達となりました。売上高につきましては、ショップ運営事業の店舗拡大、市町村防災行政無線システムを中心とした防災システムの拡販、IoT事業への取り組みを通じ、マーケット・顧客の拡大、新規事業の創出に取り組みましたが、2020年初より続く、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、携帯販売事業の店舗の休業や時短、情報通信システム事業・IoT事業の販売活動の制限などにより、大幅な未達となりました。

経常利益につきましては、リペア事業の生産性向上、情報通信システム事業における付加価値の高いソリューションの提供、各種クラウドサービスの展開により収益力の向上を図りましたが、売上高規模の減少の影響は大きく、未達となりました。

指標	2020年度（計画）	2020年度（実績）	達成状況
売上高	30,000百万円	18,155百万円	11,844百万円未達
経常利益	1,000百万円	347百万円	652百万円未達
ROE	10%以上	4.4%	5.6ポイント以上未達

2016年11月に発表した中期経営計画期間は終了しましたが、当社は引き続き同中期経営計画で掲げた経営方針・事業戦略を実行してまいります。

なお、新期間における中期経営計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により非常に不透明な状況にあることから、現段階では定めず、情勢を見据えながら検討してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社	締結年月	契約の名称	相手先	契約概要（期間、対価（率及び額）等を含む）
当社	1993年9月	取引基本契約	三菱電機株式会社 通信機製作所	継続的な取引に関する基本的事項 (1年毎自動更新)
当社	1994年4月	代理店契約	兼松コミュニケーションズ株式会社	代理店契約（1年毎自動更新）、 手数料規定を含む
当社	1995年9月	取引基本契約	三菱電機株式会社	代理店契約（1年毎自動更新）、 契約額の手数料規定を含む
当社	2013年1月	取引基本契約	ソフトバンク株式会社	継続的な取引に関する基本的事項 (1年毎自動更新)
コムテック サービス 株式会社	2013年11月	代理店契約	KDDI 株式会社	代理店契約（1年毎自動更新）、 手数料規定を含む

また、以下の契約は2021年3月31日付で合意解約いたしました。

当社	2004年5月	フランチャイズ 契約	株式会社ピーシー デポコーポレーション	P C D E P O T ブランドによる関西地区での 郊外型パソコン総合店の出店契約 (5年契約、以降2年毎自動更新)
----	---------	---------------	------------------------	--

5 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は81百万円です。なお、セグメントごとの研究開発の目的、内容、成果及び研究開発費は次のとおりであります。

- ・情報通信端末事業

待ち時間短縮や効率的な業務運営のサポートなどサービス満足度向上を目的として、携帯ショップ向け、異業種向け、自治体向けなどの運営システムの開発に注力しております。これらの情報通信端末事業における研究開発費は8百万円であります。

- ・情報通信システム事業

安心・安全をキーワードとした、顧客ニーズに合致するシステム・製品・サービスの提供を拡充すべく、各種情報通信システムの開発に注力しております。これらの情報通信システム事業における研究開発費は72百万円であります。

- ・I o T 事業

該当はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、開発投資を中心に設備投資を行いました。

その結果、当連結会計年度の設備投資額は、160百万円（金額に消費税等は含まない。）となりました。

当連結会計年度の設備投資の内訳は、次のとおりであります。

情報通信端末事業	47百万円
情報通信システム事業	91百万円
I o T 事業	一百万円
管理部門	21百万円
合計	160百万円

情報通信端末事業では、自治体向け店舗運営システム（発券機システム）開発に係る資産や携帯販売店舗に係る設備更新等であります。

情報通信システム事業では、クラウド型テレメータシステム開発や防災アプリ開発に係る資産等であります。

管理部門では、業務システムの構築費用等であります。

また、所要資金は、自己資金によっております。

なお、当連結会計年度において、生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、除却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数(人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積m ²)	工具、器具及び備品	合計	
情報通信端末事業	モバイルエンジニアリング事業部他 (東京都江東区他)	携帯情報通信端末修理再生設備	23	0	—	3	26	31 (17)
	パソコン販売課 (大阪府箕面市)	販売設備	5	—	—	1	7	6 (11)
	モバイルセールス事業部 (大阪府豊中市他)	販売設備	75	—	—	22	97	107 (70)
情報通信システム事業	情報通信システム事業部他 (兵庫県尼崎市他)	電子機器 測定器設備 映像設備	169	0	—	20	189	166 (37)
管理部門	本店他 (兵庫県伊丹市他)	統括業務施設	146	—	64 (612)	21	232	51 (17)

(注) 1. 上記の金額には、建設仮勘定、消費税等は含まれておりません。

2. 情報通信システム事業部及び本店（兵庫県伊丹市）以外の建物は、全て賃借しております。

3. 従業員数の（ ）内は、外書きで臨時雇用者数を示しております。

4. パソコン販売課の販売店舗の主要な設備は、賃借しております。

(2) 国内子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	セグメントの名称	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(人)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積m ²)	工具、器具及び備品	合計	
コムテックサービス株式会社	情報通信端末事業	a u ららぼーとEXPOCITY他6店舗(大阪府吹田市他)	販売設備	25	—	—(—)	9	35	47(31)
西菱電機エンジニアリング株式会社	情報通信システム事業	本社(兵庫県伊丹市)	製造設備	92	10	213(3,334.1)	20	336	105(51)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数の()内は、外書きで臨時雇用者数を示しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備計画については、売上・利益計画に照らして将来継続的に利益に貢献するものに絞って策定しております。連結子会社の設備計画は当社と協議のうえ策定しております。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2021年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2021年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,500,000	3,500,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	3,500,000	3,500,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2002年2月14日（注）	298	3,500	97	523	148	498

（注）有償一般募集 298,000株

（ブックビルディング方式）

発行価格 890円

引受価額 827円

発行価額 655円

資本組入額 328円

(5) 【所有者別状況】

(2021年3月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
株主数（人）					個人以外	個人		
株主数（人）	—	6	9	20	4	—	917	956
所有株式数（単元）	—	2,004	237	17,988	25	—	14,738	34,992
所有株式数の割合（%）	—	5.72	0.68	51.41	0.07	—	42.12	100

(注) 自己株式1,832株は、「個人その他」に18単元及び「単元未満株式の状況」に32株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

(2021年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	812,000	23.21
合同会社ニシオカ	大阪府豊中市本町6-2-6	800,000	22.87
西菱電機従業員持株会	兵庫県伊丹市藤ノ木3-5-33	164,900	4.71
株式会社コンセプト	京都市下京区河原町通松原上る2 富永町368	157,000	4.48
西岡 伸明	大阪府豊中市	94,000	2.68
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	83,000	2.37
海山 智	兵庫県宝塚市	81,000	2.31
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	59,000	1.68
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	48,000	1.37
吉田 政功	横浜市磯子区	45,700	1.30
計	—	2,344,600	67.02

- (注) 1. 合同会社ニシオカは、西岡伸明氏の資産管理会社であります。
 2. 前事業年度末において主要株主であった西岡伸明氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
 3. 前事業年度末において主要株主でなかった合同会社ニシオカは、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2021年3月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,800	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,497,400	34,974	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	3,500,000	—	—
総株主の議決権	—	34,974	—

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

② 【自己株式等】

(2021年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 西菱電機株式会社	兵庫県伊丹市藤ノ木 三丁目 5 番33号	1,800	—	1,800	0.05
計	—	1,800	—	1,800	0.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	1,832	—	1,832	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益配分を経営の最重要政策の一つと考えており、会社の競争力を維持・強化して株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。

当社は定款で、剩余金の配当を中間配当及び期末配当ならびに基準日を定めて配当できる旨を定めており、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させる目的で中間配当と期末配当の年2回の剩余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剩余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当期は、1株当たり33円（うち中間配当10円）を実施することを決定しました。その結果、当事業年度は株主資本配当率2.3%、株主資本当期利益率4.0%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対処すべく、通信関連新規分野への取り組み強化及び市場ニーズに応える技術力の強化を図るために、有効に投資してまいりたいと考えております。

なお、剩余金の期末配当の基準日は3月31日とし、その他基準日を定めて剩余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって、9月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剩余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年10月30日 取締役会決議	34	10
2021年6月24日 定時株主総会決議	80	23

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、企業価値を永続的に高め、全ての利害関係者に貢献するために、経営の効率性を追求し、社会的責任を果たすことが重要であると考えます。このために経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、情報開示の迅速化に努めております。これにより経営上の意思決定、執行に係るコーポレート・ガバナンスを有効に機能させ内部統制機能を強化すると同時に、経営の透明性及び健全性の確保を推進しております。さらには、法令・社内規則の遵守及び企業倫理をも含め、従業員等への社内教育制度を充実し、コンプライアンスに対する意識の周知徹底・強化に取り組んでおります。

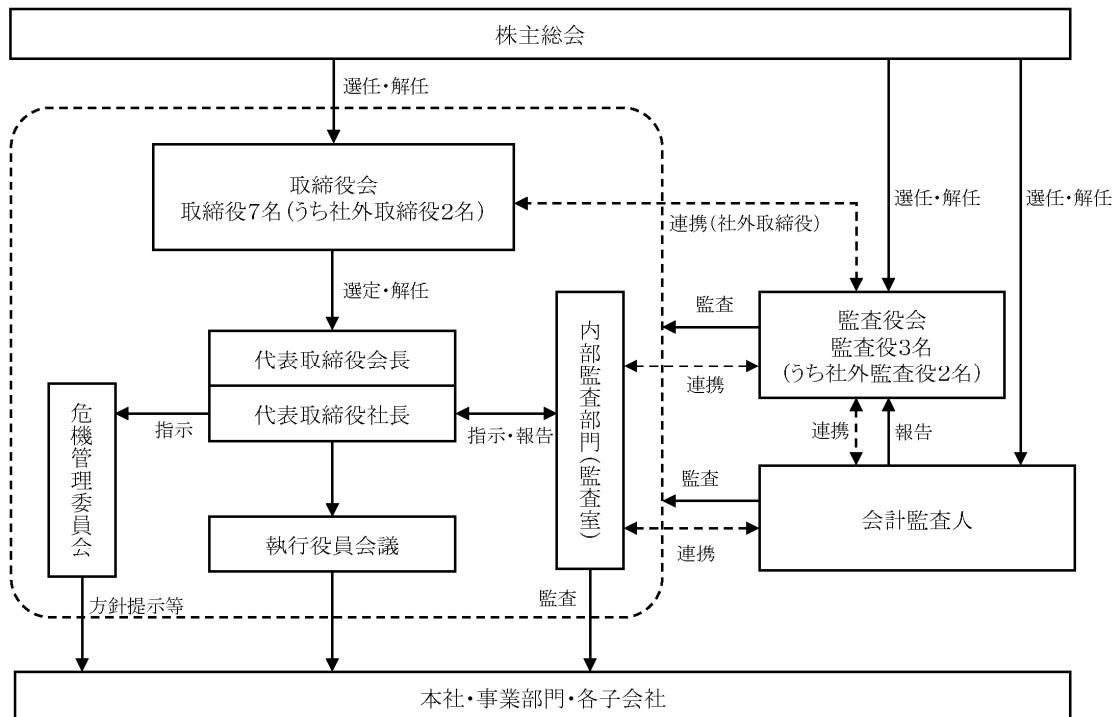
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

<基本説明>

- ・当社は、監査役会設置会社であります。社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。監査役会は監査役3名で構成し、社外監査役は2名であります。
- ・取締役会は、取締役7名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員2名及び人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当取締役1名を含む）で構成し、監査役3名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名を含む）出席のもと、毎月1回以上開催しております。取締役会では、経営方針の決定他、業績の進捗状況等が報告されております。
- ・当社は執行役員制を採用しており、執行役員に業務執行権限を大幅に委譲することにより意思決定の迅速化と責任の明確化を図っております。
- ・取締役は執行役員の業務執行を監視する役割をも担っております。常勤取締役・監査役・執行役員・本部長・事業部長・支社長・室長で構成される執行役員会議を毎月1回開催し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、経営戦略の進捗状況・現状分析等を議論・検討しているほか、経営上の重要事項について意見を交換し、取締役会への付議を要しない一部事項について決定しております。
- ・各設置する機関の構成員は以下のとおりであります。

設置する機関 の名称	当該機関の長に該当する 者の氏名・役職名	構成員
取締役会	代表取締役社長 西井希伊	西岡伸明、金井隆、前田真昭、神田達也、小西新右衛門 (社外取締役)、田内芳信(社外取締役)
監査役会	常勤監査役 竹内徹	菱田信之(社外監査役)、池田篤義(社外監査役)
執行役員会議	代表取締役社長 西井希伊	西岡伸明、金井隆、前田真昭、神田達也、竹内徹(常勤監査役)、菱田信之(社外監査役)、竹田克佳、川端真史、久部恭範、仲川栄一、中谷健一、草木克利、福本潤一郎、篠浦洋二、鳥居紀彦、早川裕治、小野康介、山田晃、卯田真人、田中美裕、三市高志、宮本朗、塩山靖男、村山悟志、森功、松本昭彦

<模式図>



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

・当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役は、忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、インターネットで全社に公開いたします。

項目毎の施策は、次の通りです。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は、保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようになります。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討・策定を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施いたします。万一これらの事態が発生した場合には、「危機管理規則」「事業継続計画（B C P）」等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施いたします。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施いたします。

- i. 中期経営計画及び年度経営計画を策定し経営目標を具体化することにより、取締役の業務執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ii. 独立した社外取締役を選任し、職務執行に対する監督機能を充実し、経営に対する助言を得ることにより、取締役の職務執行がより効率的に行えるようにいたします。
- iii. 取締役会において執行役員を選任し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、重複を防ぎ効率的に業務を遂行いたします。また、毎月開催する「執行役員会議」において経営課題を討議し共有化いたします。
- iv. 金融商品取引法（第24条の4の4）に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用いたします。

- ・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社はコンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に明記し、社内研修等により全社に浸透を図っております。

コンプライアンス体制の整備のため、次のような施策を実施いたします。

- i. 「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知いたします。
- ii. 「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」等の基本的な社内規則にコンプライアンスに関する規定を整備するとともに、個人情報保護、インサイダー取引等防止、安全衛生管理、内部通報制度、安全保障輸出管理、内外の公務員等に対する贈賄防止その他のコンプライアンスの実効性を担保するための個別の社内規則を制定・運用いたします。
- iii. コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施いたします。
- iv. 外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用いたします。本制度は、当社グループの社員及び役員、退職者に対しても適用されます。
- v. 社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。
- vi. 反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係をもたないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書へ反社会的勢力排除に関する条項を規定するなど徹底した運用を行います。

- ・企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社と4つの子会社（すべて完全子会社）は、経営理念及びこれに基づく「経営基本方針」、「社員行動指針」を共有し、当社は、企業グループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対し次のような施策を実施いたします。

- i. 子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害するがないよう留意いたします。
- ii. 「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。
- iii. 子会社は当社の「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」に出席し、情報と問題意識を共有いたします。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導いたします。
- iv. 企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるよういたします。
- v. 子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施いたします。
- vi. 子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導いたします。

・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施いたします。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置しておりませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討いたします。

- i. 監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにいたします。
- ii. 監査役は、社外取締役と定期的に情報・意見を交換することにより経営課題を共有化いたします。
- iii. 監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化いたします。
- iv. 監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはございません。
- v. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要でないものを除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担いたします。
- vi. 監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制整備として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本的な方針としております。

当社の体制は危機管理の一環として対応窓口を明確にし、警察・顧問弁護士等の外部専門機関との連携・協力により、反社会的勢力に対して予防、排除の対応を図っております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

社内における法令遵守の体制として、内部監査部門により各関連法規について内部監査を実施し、教育・指導を行っております。また毎月、執行役員会議を通じ経営実態、財務状態を点検することによりリスクの軽減を図っております。さらには、顧問弁護士と契約し、必要に応じ適宜アドバイスを受ける体制を取っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該規定に基づき、当社と社外取締役及び各監査役との間で、同契約を締結しており、その賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

ニ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社及び全ての子会社における全ての取締役及び監査役としており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約の填補の対象は、法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。

ホ. その他

- ・当社の取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。
- ・当社は、自己株式の取得に関して、経営環境の変化に対応し機動的に資本政策を実施するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。
- ・当社は、株主総会における会社法第309条第2項に定める決議について、株主総会の円滑な運営を図るため議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。
- ・当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ・当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 一名 (役員のうち女性の比率－%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	西 岡 伸 明	1957年1月12日生	1992年8月 当社総務部長 1993年2月 当社取締役 2002年4月 当社取締役副社長 2007年6月 当社代表取締役副社長 2008年4月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 4	894,000
代表取締役 社長	西 井 希 伊	1955年11月13日生	1979年4月 当社入社 2008年6月 当社取締役 2011年4月 当社常務取締役 販売統括・端末販売担当 2018年6月 当社専務取締役 事業全般・子会社管掌 2018年9月 当社代表取締役専務取締役 事業全般・子会社管掌 2019年4月 当社代表取締役社長 事業全般・子会社管掌 2019年6月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 4	27,000
取締役 経営企画・ 財務担当	金 井 隆	1957年8月31日生	1981年4月 三菱電機株式会社入社 2007年4月 同社京都製作所経理部長 2013年6月 東芝三菱電機産業システム株式会社取締役 2016年6月 当社取締役 経営企画・財務担当 2016年7月 当社取締役 経営企画・財務担当 常務執行役員経営企画副本部長 2017年4月 当社取締役 経営企画・財務担当 常務執行役員経営企画副本部長（現任）	(注) 4	8,900
取締役 人事総務・ 法務コンプライアンス・ CSR担当	前 田 真 昭	1960年10月24日生	2008年11月 株式会社アイディーエー（現 日本アセットマーケティング株式会社）取締役 2009年11月 当社入社 人事・総務・広報部長 2011年4月 当社執行役員人事総務部長 2017年4月 当社常務執行役員人事総務部長 2018年6月 当社取締役 人事総務担当 常務執行役員人事総務部長 2019年4月 当社取締役 人事総務・法務・輸出管理担当 常務執行役員人事総務部長 2020年4月 当社取締役 人事総務・法務・輸出管理担当 常務執行役員人事総務副本部長 2020年6月 当社取締役 人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当 常務執行役員人事総務副本部長（現任）	(注) 4	3,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 事業全般・子会社担当	神 田 達 也	1961年 6月 2日生	1982年 3月 当社入社 2011年 4月 当社執行役員情報通信端末事業副本部長 2012年 4月 当社常務執行役員モバイルソリューション事業本部長 コムテックサービス株式会社代表取締役社長 2016年 4月 当社常務執行役員事業統括本部長 2019年 6月 当社取締役 事業全般・子会社担当 常務執行役員事業統括本部長 2020年 4月 当社取締役 事業全般・子会社担当 常務執行役員モバイル事業本部長 (現任)	(注) 4	12,100
取締役	小 西 新右衛門	1952年 5月 22日生	1975年 4月 小西酒造株式会社入社 1982年 5月 同社常務取締役営業本部長 1989年 6月 同社代表取締役副社長 1991年 6月 同社代表取締役社長(現任) 2015年 6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 4	1,000
取締役	田 内 芳 信	1949年 9月 22日生	1968年 4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 1999年 7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社N T T ドコモ）ソリューション事業企画部長 2000年 7月 株式会社ドコモ・マシンコミュニケーションズ（現 株式会社N T T ドコモに営業譲渡）取締役 2004年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 関西（現 株式会社N T T ドコモ） 取締役 2008年 7月 ドコモ・エンジニアリング関西株式会社（現 株式会社ドコモC S 関西）常務取締役 2018年 6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 4	5,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	竹内徹	1964年2月22日生	1984年3月 当社入社 2002年4月 当社テレコム第二部長 2006年4月 当社情報通信端末販売事業部長 2010年4月 当社東京テレコム事業所長 2014年4月 当社モバイルソリューション事業本部長 2015年4月 当社監査室長 2017年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	10,400
監査役	菱田信之	1954年10月8日生	1978年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1997年7月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）茨木支店長 2002年6月 株式会社三井住友銀行明石法人営業部長 2005年11月 株式会社みなど銀行審査企画部長 2007年4月 同行執行役員審査企画部長 2009年6月 みなとリース株式会社代表取締役専務 2012年6月 同社代表取締役副社長 2013年6月 みなとアセットリサーチ株式会社代表取締役社長 2016年6月 兵庫県医療信用組合常務理事 2018年6月 同組合専務理事 2021年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 5	—
監査役	池田篤義	1968年6月4日生	1992年4月 三菱電機株式会社入社 2016年4月 同社通信機製作所経理部会計課長 2019年4月 同社関係会社部経営企画担当部長（現任） 2019年6月 株式会社北弘電社外監査役 2020年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 5	—
計					962,800

- (注) 1. 取締役 小西新右衛門及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 菱田信之及び池田篤義の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 小西新右衛門氏は、2020年8月に、襲名のため小西新太郎から小西新右衛門に改名しております。
 4. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 常勤監査役 竹内徹、監査役 菱田信之及び監査役 池田篤義の3氏の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6. 代表取締役会長 西岡伸明氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社ニシオカが所有する株式数を含めて記載しております。

7. 当社は、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任しております。
補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
稗 田 勝	1950年5月7日生	1973年4月 1991年10月 1997年6月 1998年11月 2000年9月 2001年6月 2007年4月 2012年6月 2017年6月 2021年6月	株式会社神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 株式会社太陽神戸三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）我孫子支店長 株式会社さくら銀行（現 三井住友銀行）支店第三部長 同行大手町支店長 同行東京中央法人営業第二部長 神戸電鉄株式会社取締役 同社常務取締役 同社常勤監査役 当社社外監査役 当社社外監査役退任	1年	一
國 枝 雅 之	1966年10月11日生	1990年4月 2007年4月 2017年4月 2017年6月 2020年4月 2020年6月	三菱電機株式会社入社 同社半導体・デバイス業務統括部業務部経理課長 同社コミュニケーション・ネットワーク製作所経理部長 当社社外監査役 三菱電機株式会社関係会社部次長（現任） 当社社外監査役退任	1年	一

② 社外役員の状況

- ・当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。
- ・当社と各社外取締役及び各社外監査役との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役には、経営から独立した客観的・中立的な立場から適宜業務執行の妥当性や適正性について監督頂くことを期待しております。
- ・社外取締役小西新右衛門氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を頂けるものと判断しております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏が代表取締役社長として兼職する小西酒造株式会社と当社との間には、資本関係や取引関係もないため、真に独立した立場から監督するという趣旨を十分に満たしていることにより、一般株主との利益相反が生じるおそれが全くないと判断しております。
- ・社外取締役田内芳信氏は、日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）に入社以来、長年にわたり電気通信事業の営業から技術に至る要職を幅広く歴任されており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を頂けるものと判断しております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。出身企業と当社との間に取引関係はあるものの、当社の取引高全体に対し僅少であること、また資本関係もないため、真に独立した立場から監督するという趣旨を十分に満たしていることにより、一般株主との利益相反が生じるおそれが全くないと判断しております。
- ・社外監査役には、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、取締役の職務執行、重要事項の審議・決定の監視を期待しております。
- ・社外監査役菱田信之氏は、金融機関（現 株式会社三井住友銀行）出身であり、財務・会計に関する幅広い知識及び事業会社の役員として長年にわたり培った幅広い経営経験に基づく識見を当社監査体制の強化に活かして頂けるものと判断しております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。当社は株式会社三井住友銀行との取引関係はあるものの、その融資高や他行との取引関係との比較においても、事業等の意思決定に対して影響を与える関係ではないと判断しております。菱田氏本人においても同行を退社して既に長期間（15年以上）が経過しているため、真に独立した立場から監視するという趣旨を十分に満たしていることにより、一般株主との利益相反が生じるおそれが全くないと判断しております。
- ・社外監査役池田篤義氏は、その他の関係会社である三菱電機株式会社関係会社部の経営企画担当部長であり、同社の経理部門及び上場企業の社外監査役を務めるなど、財務及び会計に関する幅広い知識を有しております。これらの知識・経験を当社監査体制の強化に活かして頂けるものと判断しております。三菱電機株式会社は当社の株式を23.2%保有しておりますが、事業活動や経営判断においては、当社独自の経営方針に従って行っており、上場会社として独立性は確保されているものと認識しております。

- ・社外取締役または社外監査役を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する場合、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同所の定める独立性基準を充足することとしております。
- ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
- ・社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、以下の通りです。

社外取締役には、取締役会において独立した立場から意思決定に関与する役員として、監査役会（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名を含む）との会合を定期的に開催し、適宜情報交換・認識の共有を図っております。内部監査状況、会計監査状況及びその結果等については、その会合において報告を受け、必要に応じて説明を求ることなどにより、経営監督機能として連携を図っております。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役と連携して経営の監視に必要な情報を共有しているほか、内部監査担当、会計監査人及び内部統制部門と連携をとり、必要に応じて協議・情報交換等を行うことにより、業務の適正性の確保に努めています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査については、「監査役監査基準」を制定し、監査役3名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名を含む）が、この基準に則り取締役の職務執行、重要事項の審議・決定の監視を実施しております。

なお、2021年6月24日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役稗田勝氏は、金融機関及び事業会社の実務・経営を経験していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役池田篤義氏は、事業会社の経理部門において長年にわたり培ってきた経験・実績を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2020年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した社外監査役國枝雅之氏は、事業会社の経理部門において長年にわたり培ってきた経験・実績を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2021年6月24日開催の第55回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任した社外監査役菱田信之氏は金融機関及び事業会社の実務・経営を経験していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
常勤監査役	竹内 徹	全13回中13回
社外監査役	稗田 勝	全13回中13回
社外監査役	池田 篤義	全10回中10回
社外監査役	國枝 雅之	全3回中3回

(注) 1. 社外監査役池田篤義氏は、2020年6月23日開催の第54回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の出席回数を記載しております。

2. 社外監査役國枝雅之氏は、2020年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任したため、退任までの出席回数を記載しております。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画、監査報告書の作成、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査方法及び結果の相当性等です。

監査役の活動としては、取締役等との意思疎通、取締役会や執行役員会議等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査、子会社の取締役等との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っております。

社外監査役の活動としては、当事業年度におけるすべての取締役会に出席し、その他にも内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握しております。

なお、当事業年度において内部監査部門との連絡会は11回開催しました。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の組織であり内部監査の専門部署として監査室（2名）を設置しており、グループ内の業務全般を監査し、業務の適正性を点検しております。内部監査の実施にあたっては、監査役、会計監査人とも連携を図るなど、内部統制の強化にも取り組んでおります。

監査役は内部監査部門より内部監査報告書の提供を受けており、子会社の監査役や内部監査部門と定期的に情報交換を行うことにより連携を図っております。会計監査人とは四半期毎に意見交換及び討議を行っており、期中においては適宜情報交換を実施することにより連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 繼続監査期間

21年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：伊東昌一、奥村孝司

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 4名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人を、会計監査人としての品質管理の体制、独立性及び継続性・効率性などの観点から総合的に勘案し、選定しております。

当社が会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法における監査人として、有限責任監査法人トーマツを選定した理由としましては、上記選定方針の充足に加え、当社の事業環境及び会計業務に精通していることから選定しております。

なお、当社の会計監査人の解任または不再任の決定方針としましては、監査役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価につきましては、会計監査人が監査の遂行に必要な事項について問題はなかったかを確認することを主旨として、公益財団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき実施しております。この評価の結果、会計監査人の再任に関して指摘すべき事項は認められなかったことを、2021年5月14日開催の監査役会において審議し、承認可決されております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	28	3	28	2
連結子会社	—	—	—	—
計	28	3	28	2

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用準備に関する助言・指導業務であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用準備に関する助言・指導業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	4	—	3
連結子会社	—	2	—	2
計	—	6	—	5

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務顧問契約等を依頼しております。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務顧問契約等を依頼しております。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務顧問契約等を依頼しております。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務顧問契約等を依頼しております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額300百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2006年6月27日開催の第40回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月22日開催の社外取締役・社外監査役を含む取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。当該決議に際しては、その方針の内容を出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。

なお、本方針は「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及びその他関係法令の施行を機に、改めて決議したものであり、2020年6月23日開催の社外取締役・社外監査役を含む取締役会において決議した、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と、方針の内容及び決定の方法は同一であります。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的向上を図るために業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを基本方針としております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、より業績との連動性を高めた月額報酬制度としております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前事業年度の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算して固定報酬を決定する報酬体系としております。社外取締役は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとしております。

なお、当社の業績報酬は、「会社法施行規則第98条の5第2号」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）に定める利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当社又は当社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定していないことから、業績連動報酬には該当せず、固定報酬の一部としております。

ロ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位及び代表権の有無等の職責に基づき決定しております。業績報酬は、業績に対する責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績のほか、各人の貢献度・経営能力・功労をはじめとする個人の業績を総合的に考慮して決定しております。

ハ. 社外取締役の報酬等に関する方針

当社の社外取締役の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。各社外取締役の報酬は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとし、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位等の職責に基づき決定しております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役2名（代表取締役会長・代表取締役社長）がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額としております。取締役会における委任の決定に際しては、その報酬体系、考え方、算定方法等も含めて出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役に方針に基づく原案作成を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役は人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

c. 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、2020年7月17日開催の監査役会において監査役の協議により以下のとおり決定しております。

- ・当社の監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される固定報酬としております。固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	162	162		6
監査役 (社外監査役を除く)	12	12		1
社外役員	18	18		3

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬等の総額には、2020年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名の報酬が含まれております。
3. 当事業年度中に在任していた社外役員の員数は5名ですが、無支給の社外監査役が2名いるため、支給員数は3名となります。
4. 取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- 委任を受けた者の氏名、地位
代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊
- 委任された権限の内容、理由等

取締役会は、各取締役の固定報酬を構成する基本報酬の額及び業績報酬の額の決定を委任することを2020年6月23日開催の取締役会において決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等も勘案しつつ、各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたり、取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役に方針に基づく原案作成を諮問し、人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

5. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由
取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、取締役会の出席者に報酬体系、考え方、算定方法等を説明するとともに、出席者の意見を尊重し十分に審議を尽くしたうえで代表取締役2名（代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊）への具体的な内容の決定についての委任が、2020年6月23日開催の取締役会において決議され、取締役会より人事総務担当取締役に個人別の報酬原案の作成を諮問し、その答申を踏まえて報酬額を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的である投資株式は、もっぱら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有するものとし、それ以外の理由で保有するものを純投資以外の目的である投資株式としております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

取引先との関係強化等による企業価値の向上を目的として上場会社の株式を保有する場合があります。取引先との関係強化等によって得られる当社の利益と投資額等のリスクを総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。なお、当社では純投資以外の目的として上場株式は保有しておりません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	5	2	5
非上場株式以外の株式	2	35	2	23

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	0	-	- (-)
非上場株式以外の株式	1	-	11 (-)

(注) 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、意見発信及び普及・コミュニケーションを行う公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当機構及び企業会計基準委員会等が開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,093	929
受取手形及び売掛金	6,999	6,712
商品及び製品	482	387
仕掛品	241	321
原材料	377	357
その他	411	480
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	9,605	9,188
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,236	1,247
減価償却累計額	△643	△694
減損損失累計額	△8	△8
建物及び構築物（純額）	583	544
機械装置及び運搬具	405	413
減価償却累計額	△393	△398
減損損失累計額	△1	△1
機械装置及び運搬具（純額）	11	13
工具、器具及び備品	823	781
減価償却累計額	△590	△579
減損損失累計額	△75	△75
工具、器具及び備品（純額）	157	126
土地	278	278
建設仮勘定	1	0
有形固定資産合計	1,033	964
無形固定資産		
その他	171	215
無形固定資産合計	171	215
投資その他の資産		
投資有価証券	79	41
退職給付に係る資産	-	26
繰延税金資産	410	354
その他	533	535
貸倒引当金	△33	△33
投資その他の資産合計	990	923
固定資産合計	2,195	2,103
資産合計	11,800	11,291

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,257	2,950
短期借入金	※1 1,400	※1 600
未払法人税等	171	62
賞与引当金	571	603
短期解約損失引当金	0	0
製品保証引当金	15	49
受注損失引当金	8	10
工事補償引当金	37	39
その他	820	1,354
流動負債合計	6,283	5,670
固定負債		
退職給付に係る負債	129	—
資産除去債務	78	79
その他	78	88
固定負債合計	286	167
負債合計	6,569	5,838
純資産の部		
株主資本		
資本金	523	523
資本剰余金	498	498
利益剰余金	4,332	4,449
自己株式	△1	△1
株主資本合計	5,352	5,469
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4	8
退職給付に係る調整累計額	△125	△24
その他の包括利益累計額合計	△121	△16
純資産合計	5,231	5,453
負債純資産合計	11,800	11,291

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	20,539	18,155
売上原価	※1,※2 15,339	※1,※2 13,133
売上総利益	5,199	5,022
販売費及び一般管理費	※3,※4 4,831	※3,※4 4,731
営業利益	367	291
営業外収益		
受取配当金	3	3
保険事務手数料	1	1
投資有価証券売却益	－	20
受取保険金	10	－
受取和解金	－	17
助成金収入	－	22
その他	2	3
営業外収益合計	18	68
営業外費用		
支払利息	4	3
支払手数料	3	3
固定資産除却損	3	1
雇用助成納付金	2	3
その他	1	2
営業外費用合計	15	13
経常利益	370	347
税金等調整前当期純利益	370	347
法人税、住民税及び事業税	182	104
法人税等調整額	△62	10
法人税等合計	119	114
当期純利益	251	232
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	251	232

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	251	232
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9	3
退職給付に係る調整額	△36	101
その他の包括利益合計	※1 △45	※1 104
包括利益	205	337
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	205	337
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523	498	4,196	△1	5,217
当期変動額					
剩余金の配当			△115		△115
親会社株主に帰属する当期純利益			251		251
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	135	△0	135
当期末残高	523	498	4,332	△1	5,352

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13	△88	△75	5,141
当期変動額				
剩余金の配当				△115
親会社株主に帰属する当期純利益				251
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	△36	△45	△45
当期変動額合計	△9	△36	△45	89
当期末残高	4	△125	△121	5,231

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523	498	4,332	△1	5,352
当期変動額					
剰余金の配当			△115		△115
親会社株主に帰属する当期純利益			232		232
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	117	—	117
当期末残高	523	498	4,449	△1	5,469

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4	△125	△121	5,231
当期変動額				
剰余金の配当				△115
親会社株主に帰属する当期純利益				232
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	101	104	104
当期変動額合計	3	101	104	222
当期末残高	8	△24	△16	5,453

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	370	347
減価償却費	197	193
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△4	△0
賞与引当金の増減額（△は減少）	143	31
製品保証引当金の増減額（△は減少）	△28	34
受注損失引当金の増減額（△は減少）	4	2
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	—	△26
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	67	△129
受取利息及び受取配当金	△3	△3
支払利息	4	3
投資有価証券売却損益（△は益）	—	△20
固定資産除売却損益（△は益）	3	1
受取保険金	△10	—
売上債権の増減額（△は増加）	△192	287
たな卸資産の増減額（△は増加）	44	34
仕入債務の増減額（△は減少）	△302	△306
その他	△274	567
小計	19	1,016
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	△4	△3
保険金の受取額	10	—
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△139	△186
営業活動によるキャッシュ・フロー	△109	829
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△91	△41
無形固定資産の取得による支出	△99	△102
投資有価証券の取得による支出	△3	—
投資有価証券の売却による収入	0	64
差入保証金の差入による支出	△0	△8
差入保証金の回収による収入	3	1
その他の収入	13	14
その他の支出	△3	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△181	△73
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	400	△800
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△4	△4
自己株式の取得による支出	△0	—
配当金の支払額	△115	△115
財務活動によるキャッシュ・フロー	280	△920
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△10	△163
現金及び現金同等物の期首残高	1,103	1,093
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,093	※1 929

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

コムテックサービス株式会社、西菱電機フィールディング株式会社、
西菱電機エンジニアリング株式会社、鳥取西菱電機株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品及び製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、パーソナルコンピュータ及び関連商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、中古商品については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、携帯端末修理の仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～39年

機械装置及び運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 短期解約損失引当金

当社グループで加入申込をした携帯電話契約者が短期解約した場合に、当社グループと代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づき短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償補修に係る支出に備えるため、発生額を個別に見積もることができる費用については当該費用を、その他については過去の無償補修実績を基礎として無償補修見込額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、当連結会計年度末における損失見積額を計上しております。

⑥ 工事補償引当金

工事請負契約書等に基づく、工事の契約不適合期間内に発生する補償費用に備えるため、過去2年間の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌連結会計年度から処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

当社は、借入金について将来の金利の変動によるリスクをヘッジするために金利スワップを行うこととしております。金利スワップについては特例処理を採用することとしております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」の「受取利息」に表示していた0百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、経済活動や生活行動等に広範な影響を与える事象であり、当社グループは現状、翌連結会計年度末までその影響が続き、その後緩やかに回復するものと想定しております。

当該仮定に基づき連結財務諸表作成時までに入手可能であった情報を考慮し、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行なった結果、会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(連結貸借対照表関係)

- ※1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメント の総額	2,900百万円	2,900百万円
借入実行残高	1,400	600
差引額	1,500	2,300

(連結損益計算書関係)

- ※1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後（前連結会計年度末に計上した簿価切下額の戻入額相殺後）の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
△4百万円	16百万円

- ※2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額（△は戻入額）

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
4百万円	2百万円

- ※3. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与及び賞与	2,060百万円
賞与引当金繰入額	270百万円
退職給付費用	81百万円
製品保証引当金繰入額	△28百万円
工事補償引当金繰入額	△3百万円
	2,100百万円
	289百万円
	84百万円
	34百万円
	1百万円

- ※4. 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
142百万円	81百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金 :		
当期発生額	△13百万円	25百万円
組替調整額	0百万円	△20百万円
税効果調整前	△13百万円	5百万円
税効果額	4百万円	△1百万円
その他有価証券評価差額金	△9百万円	3百万円
退職給付に係る調整額 :		
当期発生額	△79百万円	108百万円
組替調整額	26百万円	37百万円
税効果調整前	△53百万円	145百万円
税効果額	16百万円	△44百万円
退職給付に係る調整額	△36百万円	101百万円
その他の包括利益合計	△45百万円	104百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,500,000	—	—	3,500,000
合計	3,500,000	—	—	3,500,000
自己株式				
普通株式（注）	1,797	35	—	1,832
合計	1,797	35	—	1,832

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加35株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	80	23	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	34	10	2019年9月30日	2019年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	80	利益剰余金	23	2020年3月31日	2020年6月24日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,500,000	—	—	3,500,000
合計	3,500,000	—	—	3,500,000
自己株式				
普通株式	1,832	—	—	1,832
合計	1,832	—	—	1,832

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	80	23	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	34	10	2020年9月30日	2020年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	80	利益剰余金	23	2021年3月31日	2021年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	1,093百万円	929百万円
現金及び現金同等物	1,093百万円	929百万円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの営業規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理、主な取引先の信用状況の定期的な確認、必要に応じた債権保全措置を行うことにより、リスクの抑制に努めております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達としており、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取締役会に諮り、承認を得て行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰実績・見込を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	1,093	1,093	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,999	6,999	—
(3) 投資有価証券	74	74	—
資産計	8,167	8,167	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,257	3,257	—
(2) 短期借入金	1,400	1,400	—
負債計	4,657	4,657	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	929	929	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,712	6,712	—
(3) 投資有価証券	35	35	—
資産計	7,677	7,677	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,950	2,950	—
(2) 短期借入金	600	600	—
負債計	3,550	3,550	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	5	5

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	1,093
受取手形及び売掛金	6,999
合計	8,093

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	929
受取手形及び売掛金	6,712
合計	7,641

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	1,400	—	—	—	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	600	—	—	—	—

(注5) リース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	59	51	8
	小計	59	51	8
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	14	16	△1
	小計	14	16	△1
合計		74	67	6

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額5百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	35	23	11
	小計	35	23	11
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		35	23	11

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額5百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	—	0
合計	0	—	0

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	64	20	—
合計	64	20	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは確定給付企業年金法に基づく規約型確定給付企業年金（キャッシュバランス・プラン）制度を導入しているとともに、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けています。
なお、一部の連結子会社においては、退職一時金制度を導入しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,600百万円	1,678百万円
勤務費用	107	108
利息費用	1	1
数理計算上の差異の発生額	3	9
退職給付の支払額	△35	△37
その他	0	—
退職給付債務の期末残高	1,678	1,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	1,549百万円	1,561百万円
期待運用収益	30	31
数理計算上の差異の発生額	△75	117
事業主からの拠出額	92	126
退職給付の支払額	△35	△37
年金資産の期末残高	1,561	1,800

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,678百万円	1,761百万円
年金資産	△1,561	△1,800
	116	△39
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	116	△39
退職給付に係る負債	116	—
退職給付に係る資産	—	△39
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	116	△39

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	107百万円	108百万円
利息費用	1	1
期待運用収益	△30	△31
数理計算上の差異の費用処理額	26	37
確定給付制度に係る退職給付費用	104	116

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	53百万円	△145百万円
合 計	53	△145

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	181百万円	35百万円
合計	181	35

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	27%	26%
株式	17	18
現金及び預金	38	35
オルタナティブ投資	15	19
その他	2	1
合計	100	100

(注) オルタナティブ投資は、主にファンドへの投資です。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	10百万円	12百万円
退職給付費用	1	1
退職給付の支払額	—	△0
退職給付に係る負債の期末残高	12	13

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	12百万円	13百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12	13
退職給付に係る負債	12	13
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12	13

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度1百万円 当連結会計年度1百万円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度54百万円、当連結会計年度53百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
賞与引当金	178	189
未払費用	28	30
未払事業税	14	7
資産除去債務	24	9
貸倒引当金	9	4
長期未払金	16	4
減価償却超過額	35	29
減損損失	15	12
税務上の繰越欠損金（注）	31	13
退職給付に係る負債	39	—
その他	69	117
小計	462	419
評価性引当額	△33	△40
計	428	379
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△2	△3
退職給付に係る資産	—	△7
資産除去債務に対応する除去費用	△14	△13
その他	△0	△0
計	△17	△25
繰延税金資産の純額	410	354

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（※1）	4	3	—	—	—	23	31
評価性引当額	2	0	—	—	—	—	2
繰延税金資産	1	3	—	—	—	23	(※2) 28

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金31百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産28百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した連結子会社の税務上の繰越欠損金は、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（※1）	3	—	—	—	—	9	13
評価性引当額	3	—	—	—	—	5	9
繰延税金資産	0	—	—	—	—	3	(※2) 4

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金13百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産4百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した連結子会社の税務上の繰越欠損金は、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	0.6
住民税均等割	3.8	4.1
試験研究費特別控除	△4.3	△1.2
賃上げ・投資促進税制に係る税額控除	—	△3.2
未実現利益税効果未認識額	0.6	△0.6
評価性引当額の増減	△0.8	1.8
その他	0.7	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3	33.0

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、情報通信端末事業、情報通信システム事業、IoT事業別に取扱製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「情報通信端末事業」、「情報通信システム事業」、「IoT事業」の3つを報告セグメントとしております。

「情報通信端末事業」は、携帯情報通信端末・パーソナルコンピュータ及びその関連商品の販売及び修理・再生を行っております。

「情報通信システム事業」は、情報通信機器及びシステムの制作・販売・保守、運用等の技術サービス、無線通信機器及び制御盤等の設計・製作・販売などを行っております。

「IoT事業」は、IoTを活用した各種製品及びサービスの提供などを行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	情報通信 端末事業	情報通信 システム事業	I o T 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,548	11,985	5	20,539	—	20,539
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	5	—	13	△13	—
計	8,555	11,991	5	20,552	△13	20,539
セグメント利益又は損失(△)	904	1,210	△180	1,934	△1,566	367
セグメント資産	1,798	7,689	0	9,488	2,312	11,800
その他の項目						
減価償却費	49	102	0	152	44	197
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15	155	—	171	23	194

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△15億66百万円は、主に各報告セグメントに配分していない提出会社の管理部門に係る全社費用であります。
2. セグメント資産の調整額23億12百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産23億12百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社における余資運用資金、長期投資資金及び管理部門に係る資産等であります。
3. 減価償却費の調整額は、本社の有形固定資産に係る減価償却費等であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社の有形固定資産等の設備投資額であります。
5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	情報通信 端末事業	情報通信 システム事業	I o T事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,377	10,745	33	18,155	—	18,155
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5	30	—	36	△36	—
計	7,383	10,775	33	18,192	△36	18,155
セグメント利益又は損失(△)	878	1,037	△89	1,826	△1,535	291
セグメント資産	1,906	7,436	34	9,376	1,914	11,291
その他の項目						
減価償却費	47	91	0	139	53	193
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	47	91	—	139	21	160

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△15億35百万円は、主に各報告セグメントに配分していない提出会社の管理部門に係る全社費用であります。
2. セグメント資産の調整額19億14百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産19億14百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社における余資運用資金、長期投資資金及び管理部門に係る資産等であります。
3. 減価償却費の調整額は、本社の有形固定資産に係る減価償却費等であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社の有形固定資産等の設備投資額であります。
5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱電機株式会社	3,223	情報通信システム事業
兼松コミュニケーションズ株式会社	3,323	情報通信端末事業

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱電機株式会社	2,757	情報通信システム事業
兼松コミュニケーションズ株式会社	2,522	情報通信端末事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱電機㈱	東京都 千代田区	175,820	電気機器の 製造及び販 売	23.2	同社製品の 販売・保守 直接	各種製品の 販売、据 付・修理・ 保守点検、 業務の受託	3,223	売掛金	535
						同社製品他 の購入	各種製品の 購入、据 付・修理、 業務の委託	1,891	買掛金 未払金 未収入金	1,444 16 40

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱電機㈱	東京都 千代田区	175,820	電気機器の 製造及び販 売	23.2	同社製品の 販売・保守 直接	各種製品の 販売、据 付・修理・ 保守点検、 業務の受託	2,757	売掛金	493
						同社製品他 の購入	各種製品の 購入、据 付・修理、 業務の委託	1,653	買掛金 未払金 未収入金	1,206 8 22

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,495.46円	1,558.94円
1 株当たり当期純利益	71.80円	66.50円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	251	232
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	251	232
普通株式の期中平均株式数（株）	3,498,174	3,498,168

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	5,231	5,453
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	5,231	5,453
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数（株）	3,498,168	3,498,168

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】（2021年3月31日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,400	600	0.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	4	4	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	8	8	—	2022年～2025年
その他有利子負債	—	—	—	—
計	1,412	613	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、一部のリース債務について、リース料総額に含まれる利息相当分を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	4	2	1	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,546	6,640	10,714	18,155
税金等調整前四半期純損失（△） 又は税金等調整前当期純利益 (百万円)	△311	△252	△158	347
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) 又は親会社株主に帰属する当 期純利益 (百万円)	△213	△180	△123	232
1株当たり四半期純損失（△） 又は1株当たり当期純利益 (円)	△60.99	△51.73	△35.19	66.50

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失（△）(円)	△60.99	9.26	16.54	101.68

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	643	675
受取手形	471	535
売掛金	※1 5,965	※1 5,669
商品及び製品	348	239
仕掛品	131	110
原材料	274	258
前払費用	55	68
未収入金	※1 108	※1 77
関係会社短期貸付金	850	440
その他	※1 239	※1 338
貸倒引当金	△0	△0
流动資産合計	9,087	8,413
固定資産		
有形固定資産		
建物	441	418
構築物	9	8
機械及び装置	0	0
車両運搬具	4	3
工具、器具及び備品	127	101
土地	64	64
建設仮勘定	1	0
有形固定資産合計	649	596
無形固定資産		
特許権	0	0
ソフトウエア	140	197
ソフトウエア仮勘定	24	18
無形固定資産合計	165	216
投資その他の資産		
投資有価証券	29	41
関係会社株式	195	195
出資金	1	1
前払年金費用	64	75
繰延税金資産	267	263
差入保証金	407	410
その他	26	29
貸倒引当金	△33	△33
投資その他の資産合計	957	980
固定資産合計	1,773	1,794
資産合計	10,861	10,207

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 3,053	※1 2,638
短期借入金	※2 1,400	※2 600
リース債務	1	1
未払金	※1 225	※1 250
未払費用	187	181
未払法人税等	157	20
未払消費税等	50	165
前受金	26	328
預り金	192	312
賞与引当金	474	471
短期解約損失引当金	0	0
製品保証引当金	13	48
受注損失引当金	8	10
工事補償引当金	37	39
その他	0	8
流動負債合計	5,830	5,077
固定負債		
長期未払金	53	53
リース債務	3	1
資産除去債務	73	74
その他	16	26
固定負債合計	147	155
負債合計	5,977	5,233
純資産の部		
株主資本		
資本金	523	523
資本剰余金		
資本準備金	498	498
資本剰余金合計	498	498
利益剰余金		
利益準備金	106	106
その他利益剰余金		
別途積立金	3,450	3,450
繰越利益剰余金	306	388
利益剰余金合計	3,862	3,945
自己株式	△1	△1
株主資本合計	4,883	4,965
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	8
評価・換算差額等合計	0	8
純資産合計	4,883	4,973
負債純資産合計	10,861	10,207

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 至 2019年4月1日 2020年3月31日)	当事業年度 (自 至 2020年4月1日 2021年3月31日)
売上高	※1 16,058	※1 14,523
売上原価	※1 11,864	※1 10,432
売上総利益	4,194	4,091
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,930	※1,※2 3,872
営業利益	263	218
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 37	※1 25
受取保険金	10	—
保険事務手数料	1	1
受取和解金	—	17
助成金収入	—	14
その他	1	2
営業外収益合計	51	61
営業外費用		
支払利息	4	3
支払手数料	3	3
固定資産除却損	1	0
雇用助成納付金	2	3
その他	1	2
営業外費用合計	13	12
経常利益	301	267
税引前当期純利益	301	267
法人税、住民税及び事業税	155	69
法人税等調整額	△79	0
法人税等合計	75	70
当期純利益	225	197

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
当期首残高	523	498	498	106	3,450	196	3,752
当期変動額							
別途積立金の取崩							—
剰余金の配当						△115	△115
当期純利益						225	225
自己株式の取得							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	109	109
当期末残高	523	498	498	106	3,450	306	3,862

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1	4,773	6	6	4,780
当期変動額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△115			△115
当期純利益		225			225
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△6	△6	△6
当期変動額合計	△0	109	△6	△6	103
当期末残高	△1	4,883	0	0	4,883

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	523	498	498	106	3,450	306	3,862	
当期変動額								
別途積立金の取崩								—
剰余金の配当							△115	△115
当期純利益							197	197
自己株式の取得								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	82	82
当期末残高	523	498	498	106	3,450	388	3,945	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1	4,883	0	0	4,883
当期変動額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△115			△115
当期純利益		197			197
自己株式の取得		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			8	8	8
当期変動額合計	—	82	8	8	90
当期末残高	△1	4,965	8	8	4,973

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、パソコンコンピュータ及び関連商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、中古商品については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、携帯端末修理の仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～39年

構築物 10年

機械及び装置 6年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 短期解約損失引当金

当社で加入申込をした携帯電話契約者が短期解約した場合に、当社と代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づき短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の無償補修に係る支出に備えるため、発生額を個別に見積もることができる費用については当該費用を、その他については過去の無償補修実績を基礎として無償補修見込額を計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当期末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、当期末における損失見積額を計上しております。

(6) 工事補償引当金

工事請負契約書等に基づく、工事の契約不適合期間内に発生する補償費用に備えるため、過去2年間の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌期から処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、経済活動や生活行動等に広範な影響を与える事象であり、当社は現状、翌事業年度末までその影響が続き、その後緩やかに回復するものと想定しております。

当該仮定に基づき財務諸表作成時までに入手可能であった情報を考慮し、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行なった結果、会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	482百万円	390百万円
短期金銭債務	1,638百万円	1,367百万円

※2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,900百万円	2,900百万円
借入実行残高	1,400	600
差引額	1,500	2,300

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,472百万円	1,365百万円
材料費及び外注費	2,741百万円	2,200百万円
受取出向料	529百万円	493百万円
業務委託費	11百万円	17百万円
その他	81百万円	113百万円
営業取引以外の取引による取引高		
受取配当金	28百万円	18百万円
その他	7百万円	5百万円

※2. 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与及び賞与	1,589百万円	1,656百万円
賞与引当金繰入額	240百万円	239百万円
退職給付費用	76百万円	80百万円
減価償却費	82百万円	82百万円
製品保証引当金繰入額	0百万円	34百万円
工事補償引当金繰入額	△3百万円	1百万円
おおよその割合		
販売費	69.5%	67.9%
一般管理費	30.5%	32.1%
(有価証券関係)		
前事業年度 (2020年3月31日)		
子会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式 1億95百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。		
当事業年度 (2021年3月31日)		
子会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式 1億95百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。		
(税効果会計関係)		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
賞与引当金	145	144
未払費用	23	23
未払事業税	13	5
資産除去債務	22	25
貸倒引当金	9	9
長期未払金	16	16
減価償却超過額	35	29
減損損失	15	14
その他	53	65
小計	333	333
評価性引当額	△31	△31
計	302	302
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△0	△3
前払年金費用	△19	△22
資産除去債務に対応する除去費用	△14	△13
その他	△0	-
計	△34	△39
繰延税金資産の純額	267	263

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9	△2.2
住民税均等割	4.0	4.6
試験研究費特別控除	△5.2	△1.5
賃上げ・投資促進税制に係る税額控除	—	△4.1
評価性引当額の増減	△1.9	△0.2
その他	△1.3	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.2	26.2

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	441	24	0	47	418	554
	構築物	9	—	—	1	8	37
	機械及び装置	0	—	—	0	0	375
	車両運搬具	4	—	—	1	3	2
	工具、器具及び備品	127	27	0	53	101	499
	土地	64	—	—	—	64	—
	建設仮勘定	1	0	1	—	0	—
	計	649	53	2	103	596	1,470
無形固定資産	特許権	0	—	—	0	0	0
	ソフトウェア	140	103	0	45	197	333
	ソフトウェア仮勘定	24	18	24	—	18	—
	計	165	122	25	45	216	334

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	33	—	0	33
賞与引当金	474	471	474	471
短期解約損失引当金	0	0	0	0
製品保証引当金	13	48	13	48
受注損失引当金	8	10	8	10
工事補償引当金	37	39	37	39
前払年金費用（△は資産）	△64	116	126	△75

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL http://www.seiryodenki.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株主の権利制限について

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第54期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月24日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付資料

2020年6月24日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第55期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

2020年8月4日近畿財務局長に提出

（第55期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）

2020年11月4日近畿財務局長に提出

（第55期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月3日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月24日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年11月13日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月18日

西菱電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 東 昌 一 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥 村 孝 司 (印)

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西菱電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準案件における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表等の注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、会社グループは完成工事売上高の計上において、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確定性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。工事進行基準の対象となる案件の金額は、情報通信システム事業の売上高10,775百万円のうち2,076百万円である。</p> <p>工事完成基準を適用した場合、工事が完成し、顧客に目的物の引渡しを行った時点で売上高及び売上原価が計上されるのに対し、工事進行基準を適用した場合は工事の完成、引渡し前の時点においても工事の進捗に応じて売上高及び売上原価が計上される。</p> <p>工事進行基準の適用に当たっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積ることが求められる。また、工事進捗度の見積りは原価比例法によって行われており、工事原価総額に対する実際発生原価の割合として算定されるため、工事進捗度の見積りにおいても工事原価総額は重要な要素となる。</p> <p>工事原価総額は追加作業の発生や顧客要望の変更などの要因で変動する可能性があるが、工事原価総額の増額又は減額要因が適切に反映されなかった場合、工事進行基準による売上高、売上原価が誤って計上されることとなる。</p> <p>そのため、工事原価総額の見積りが業績に重要な影響を及ぼすことから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、工事進行基準適用案件における工事原価総額の見積りの検討を行うにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(内部統制の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社グループが工事着手時の工事原価総額を適切に見積もるために構築している内部統制の整備、運用状況について検証した。 会社グループが工事着手後の工事原価総額の変動要因の有無を把握し、適切に会計処理に反映させるために構築している内部統制の整備、運用状況について検証した。 <p>(工事原価総額の見積りの評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての進行基準適用案件の契約条件、工事内容、工期について契約書との照合を実施した。 期中に工事が完了した案件について、見積工事原価総額と実際発生原価の比較検討を実施し、工事原価総額の見積りの精度の評価を行った。 期末日時点で工事が進行中の案件について、見積工事原価総額のうち既に発生している部分に対して請求書等の関連証憑を閲覧して内容、金額が整合しているかを確かめるとともに、今後発生する予定の部分に対して見積りの根拠となる資料を閲覧し、工事原価総額が適切に見積られているかを検討した。 工事進行基準適用のためのスプレッドシートに最新の工事原価総額の見積りが反映されているかについて検証するとともに、工事進捗度の計算とそれに基づく売上高の計算が適切に行われているかを検証した。 過去の案件における工事進捗度の推移から想定される進捗度と比較して工事進捗度の実績が乖離していると判断した案件について、工事原価総額の見積りと実際発生原価の集計が適切に行われているかどうか及び乖離している理由が合理的であるかどうか、原価課責任者への質問及び関連証憑の閲覧により検証した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、西菱電機株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、西菱電機株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

西菱電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 東 昌 一 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥 村 孝 司 (印)

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西菱電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準案件における収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（工事進行基準案件における収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。